

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



町県民税の納税通知書を送付します

本年度の町県民税納税通知書を、6月中旬に送付します。納期限までに納付してください。

今回送付する納税通知書は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの所得に対する町県民税です。

普通徴収(個人納付)分と、公的年金からの特別徴収(年金引

き落とし)分の明細を記載した納税通知書となります。

※給与からの特別徴収(給与引き落とし)分は事業所に送付しましたので、「特別徴収税額の決定通知書」を勤務先で受け取ってください。

※公的年金からの特別徴収は、4月1日現在、公的年金を受給している65歳以上の方が対象です。ただし、次の場合には対象になりません。

- ・公的年金の年額が18万円未満の場合

- ・介護保険料が公的年金から特別徴収(引き落とし)されていない場合

※所得の種類によっては特別徴収と普通徴収の両方の通知書が届く場合があります。

●町県民税の減免について

本町の町県民税の納税義務者の方で下表に該当する方は減免の適用を受けられますので、納期限までに申請してください。(申請には印鑑が必要です)詳細は、お問合せください。

問合せ先 役場 税務課

内線 175・176

町県民税の減免対象者と申請に必要な書類

対象	減免の対象となる町県民税額	申請に必要なもの
生活保護法の規定による保護を受ける方	保護を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の合計額の全部	印鑑
当該年度の賦課期日(1月1日)現在、勤労学生である方(前年中の合計所得金額が、65万円以下で、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下)	税額の全部	印鑑、学生証・在学証明書(卒業の方には卒業証書)のコピー
雇用保険法の規定によって基本手当の受給資格を有する方のうち、前年の合計所得金額が200万円以下の方	当該基本手当の支給対象となった日から当該基本手当を支給されないこととなった日までの間に到来する納期限に係る納付額(分離課税に係る所得割額は除く)の合計額の全部	印鑑 雇用保険受給資格者証
前年の合計所得金額が200万円以下で、今年中の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比べて2分の1以下に減少すると認められる方	合計所得金額に対する所得割額の2分の1に相当する額	印鑑 本年中の所得が前年所得の2分の1以下になると見込まれることが分かる書類(本年の所得見込額に関する計算書等)
本年1月2日以後に死亡した方のうち、前年の合計所得金額が200万円以下の方 ※相続人による申請	死亡後到来する納期限に係る納付額の合計額の全部	印鑑(相続人)
震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方	被害の状況に応じて判断されます	印鑑 り災証明書

税理士による無料税務相談

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 6月19日(水)午後2時～4時(1人30分以内)

ところ 役場会議室

申込方法 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

その他

- ・申告書の作成に関する相談会です。税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また申告書等の税務書類の作成も行いません。
- ・プライバシーは守られます。

問合せ先 役場 税務課
内線175・176



「あいち森と緑づくり税」の延長について

県では、「山から街まで緑豊かな愛知」を目指し、「あいち森と緑づくり事業」を平成21年度から平成30年度までの10年計画で実施しており、この事業の財源として、皆さんに「あいち森と緑づくり税」を平成30年度までの課税期間でご負担いただいています。

この度、県内の森と緑の状況や、これまでいただいた事業に対する意見、要望などを踏まえ、この事業を平成31年度以降も継続することとし、「あいち森と緑づくり税」についても5年間延長することとしました。

「あいち森と緑づくり税」の概要

個人県民税(住民税)の納税義務者の方には、平成21年度分から均等割に年額500円を、法人県民税の納税義務者の方には、平成21年4月1日以降開始する事業年度分から均等割の5%(年額1000円～4万円)を「あいち森と緑づくり税」として、それぞれ加算してご負担いただいています。

問合せ先 西尾張県税事務所

☎0586(45)3169

公民館内図書室のご案内

公民館内図書室では、赤ちゃんの絵本から、小中学生に人気の児童書、大人も楽しめる小説や実用書等、さまざまな本を取り揃えていますのでお気軽にご利用ください。

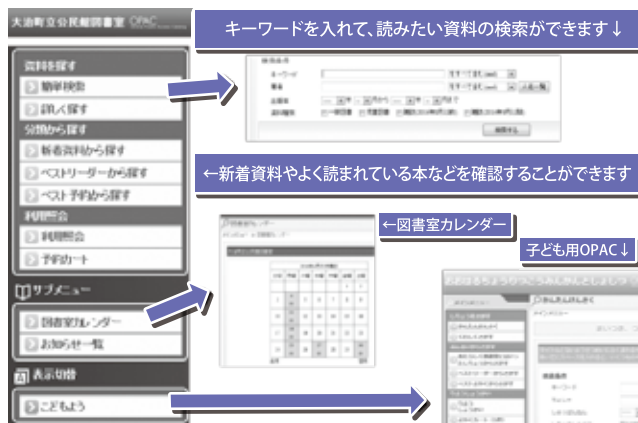
●OPACサービス

お持ちのパソコンや携帯電話などから、OPAC(インターネットで蔵書を検索するシステム)を利用して図書室の本を探したり、予約したりすることが出来ます。

●他の図書館との協力貸出・相互貸借サービス

愛知県図書館をはじめ、近隣図書館から本を取り寄せて、公民館内図書室で貸出・返却をすることが出来ます。

問合せ先 公民館内社会教育課
☎(443)2671



◎図書室OPAC

<パソコン>

<https://www.lib100.nexs-service.jp/oharu/webopac/index.do>

<携帯電話>

<https://www.lib100.nexs-service.jp/oharu/mobile/index.do>

<スマートフォン>

<https://www.lib100.nexs-service.jp/oharu/spopac/index.do>

